

つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 386号 2011.5.23 発行 社会政策研究所

介護職員処遇改善交付金の支給に遅れも・介護報酬を「紙請求」した被災事業所

キャリアブレイン 2011年5月23日

東日本大震災で被災した介護事業所のうち、3月分の介護報酬を「紙請求」した事業所への介護職員処遇改善交付金の支給が、本来の5月から約1か月遅れる可能性が出てきた。交付額算定の作業量が増えるため、厚生労働省は遅くとも6月末までに支給するとしている。同省がこのほど発出した事務連絡で分かった。

介護報酬を「伝送請求」した事業所には遅滞なく5月に支給されるほか、4月以降の分は請求方法に関係なく、通常通りサービス提供月の2か月後に支給される。

また事務連絡では、被災によりサービス提供記録を失ったなどの理由で介護報酬を概算請求した場合に、介護職員処遇改善交付金についても同様に概算で算出して支給するとしている。3月と4月分の同交付金の額は、昨年11月から今年1月までに支給された同交付金の額を日割り計算して算出される。

東日本大震災：いつか弟と同居を…宮古で避難生活の女性

毎日新聞 2011年5月23日

岩手県宮古市の精神障害のある女性（49）は、東日本大震災で最大の理解者だった母と自宅を失い、市内の施設で2か月以上の避難生活をしている。唯一の肉親である弟も身体に障害があり、女性と2人で生活するのはいまは難しい。「弟といつか一緒に住む」。そのささやかな望みが女性を支えている。【野上哲】

統合失調症で1級障害のある女性は、避難先の自立生活支援センターで暮らしている。

3月11日午後、自宅から約10キロの作業所で仕事だった。激しい揺れにしゃがみ込んだ。外に出るとだれかが叫んだ。「沖に白波が立っている」

高台にある作業所は無事だった。でも、自宅は明治と昭和の津波で被害が出た田老地区にあり、76歳の母が1人でいた。数日後に職員と向かった家は土台だけだった。「母さん逃げてるよね」。自分に言い聞かせた。

大工だった父は体がすぐれず、母が雑貨店などを営んで生計を立ててきた。9年前に父が亡くなり、関東地方に就職した3歳下の弟が数年前に帰郷した。

ところが弟が昨年暮れ脳出血で倒れ、女性は目が悪い母の手を引いて弟を病院に見舞った。母は言った。

「おめえがいつから助かってんだよ」

震災5日後、母の遺体が見つかった。自宅の金庫の鍵を身に着けていた。近所の人に「逃げっぺし」と声を掛けられ「取るものあつから」と答えたのが最後だったという。「先のことを考えたのかな」と思うと切ない。

弟は6月中旬に退院予定だが、半身にまひが残る。女性の収入は障害年金と作業所の工賃で月10万円ほどだ。

「命があるだけいい。2人で頑張っぺし」

弟を励まして、1人で今後を考えてしまう。「泣きたい時は泣いてもいいよ」という主治医の言葉にすがることもある。

そこには、精神・知的障害のある避難者は約10人いる。女性は今月中旬、市や施設の担当者と今後を話し合った。宮古市内は障害者向けグループホームが全壊するなど施設に余裕がない。女性は仮設住宅を申し込み、弟は「介護のない仮設入居は難しい」として介護施設への入所を目指すことになった。

仮設住宅から作業所までは約18キロあり、通所で使うバスの本数は多くない。近所付き合いの不安もある。ただ希望は捨てていない。

「生活力を付け、いつか弟を迎えてやりたい」

東日本大震災：「精神的ケア必要」300人以上 岩手で

毎日新聞 2011年5月22日

大震災で被災した岩手県沿岸部に、不安や不眠などで精神的ケアが必要な被災者が少なくとも約300人いることが分かった。保健師からの報告を、県精神保健福祉センターが被害の大きい6自治体についてまとめた。被災地全体ではさらに人数が増えるのは確実で、専門家は「継続的なケアの体制を整えるべきだ」と指摘する。【安藤いく子、野上哲】

岩手、宮城、福島は3県には国を通じて「こころのケアチーム」（20日現在52チーム）が派遣され、同センターはチームを岩手県の市町村に振り分けている。宮古市以南の4市2町の避難所、自宅を、チームと連携する保健師らが訪ね、精神的ケアが必要な被災者を積算したところ、約300人に及んだ。

5月中旬に宮古市でチーム活動をした聖隷三方原病院（浜松市）の森本修三医師（53）によると、避難所では不眠が深刻だという。

特に男性に注意が必要で「家族を亡くしたうえ避難所でも他人と交流せず孤立している人がいる」と話す。自宅の被災は免れても、仕事を失いアルコール依存症の恐れがある40代男性もいた。

「震災2カ月で全体として強いうつ状態は脱し、自分を鼓舞して何とかやっている。東北人の気質か、気丈に振る舞う傾向もある」

同チームのスタッフは撤退後、地元の医師らに引き継ぎをするが、精神科施設がない自治体もある。岩手県中部沿岸域から患者を受け入れている宮古山口病院（宮古市）の及川暁院長は「自殺に至る人はその前に何らかの症状があり、専門家が気づく必要がある。心のケアの拠点を設け、継続的できめ細かい対応が必要だ」と話している。

◇悲しみの連鎖…自殺のケースも

被災地では、家族を失ったショックなどから自殺するケースもあり、悲しみの連鎖が懸念される。

「男の子らしい。もうすぐ生まれるんだ」

岩手県陸前高田市に住む30代後半の会社員男性はうれしそうに話していたという。

兄によると、男性は妻と2歳の長男、義理の両親と祖母の6人暮らしだった。4月5日が第2子の誕生予定日だったが、一家の幸せは3月11日の津波にのまれた。大船渡市内の会社にいた男性だけが無事だった。

男性は避難所で過ごしながらか、避難所や遺体安置所を巡った。14日ごろ、大船渡市内で偶然に会った高校の同級生は男性の表情が忘れられない。リュックを背負い「家族が見つからない」とつぶやき、疲れ切っていた。

震災約1週間後には携帯電話が通じ、関東地方で暮らす兄と連絡を取り合った。

「お前は大丈夫か」

「安心して」

「おれも実家に戻るよ」

「こっちに来てても電気も水もない」

20日ごろから男性は大船渡市内の知人宅に身を寄せた。医療チームの診察を受け、総合病院の精神科に通院するようになり、精神安定剤を処方された。

「病院で薬もちゃんともらっている」。兄は電話で聞き「なら大丈夫だろう」と思ったという。だが31日、男性は実家に戻り、練炭自殺をした。

「惨状を見ているだけでも気持ちがおかしくなる。違う環境に連れ出していけば、こんなことにならなかったかもしれない」。兄は悔やむ。「残された家族や友人の悲しみは言葉に表せない。助かった人にはどうか生きてほしい」【宮崎隆】

「24時間介護」是非めぐり深い溝 障害者と周南市

朝日新聞 2011年5月22日

足でパソコンのキーボードやマウスを操作する大橋邦男さん＝周南市周陽2丁目の自宅



山口県周南市で重度訪問介護による障害福祉サービスを受け、自宅で自立生活をしている脳性まひの男性が、加齢による体の衰えなどを理由に、市に1日24時間の介護を求めている。市は20時間しか認めず、むしろ制度を見直すべきだと国や県に要望する。制度をめぐっては、全国でも障害者と行政が対立し、裁判で争うケースも起きている。

周南市周陽2丁目、障害者団体「全国青い芝の会」事務局長、大橋邦男さん（52）は生ま

れた時から四肢にまひがあり、言語障害もある。25歳の時からヘルパーの支援を受けながら、周南市の自宅で1人で生活してきた。

大橋さんによると、約3年半、下関市で暮らした時には生活保護による特別介護手当を含め、実質的に24時間態勢の訪問介護のサービスを受けていた。しかし、2008年に周南市に戻ったら20時間しか認められなかったという。この制度は、障害者一人一人を市や町が審査し、必要なサービスの量を定める仕組みだ。

大橋さんは「4時間は何とかなしようと努力したが、加齢による体の衰えで、トイレなど我慢するのが難しくなった」として、市に24時間ヘルパーを付けてほしいと求めている。「健常者が24時間できることを、なぜ障害者は我慢しなければいけないのか」と訴える。

これに対し、市障害福祉課の大西輝政課長は「夜中のトイレは、寝る前に済ませておけば行かなくて済む。大橋さんは、自分だけで生活できる時間があると判断した」と説明する。

市は今年2月、県市長会に、制度の見直しを国や県に要望するよう提案した。「高額な公費負担は他の福祉サービスとの公平性を欠き、納税者の理解を得られない」として、(1)一定額を上回る費用は国が全額負担 (2)支給量の上限を定め、積算に関する基準を示す (3)家族や所得状況を考慮した利用者負担——を求めた。市長会は厚生労働大臣や県知事などに要望書を送った。

厚労省障害福祉課の久保安孝係長は「障害の程度は個々の障害者で異なる。国が基準を作れば自治体は楽かもしれないが、自治体が本人や家族への聞き取りなどによって、個別に必要な介護を判断すべきだ」と話す。

和歌山市では、脳性まひの男性が市に24時間介護の提供を求めた訴訟があった。和歌山地裁は昨年12月、原告のサービス提供時間を3時間減らし1日13時間とした市の決定を取り消し、最低でも16時間以上とした一方、24時間介護の義務づけは認めない判決を出した。双方が控訴している。(福家司)

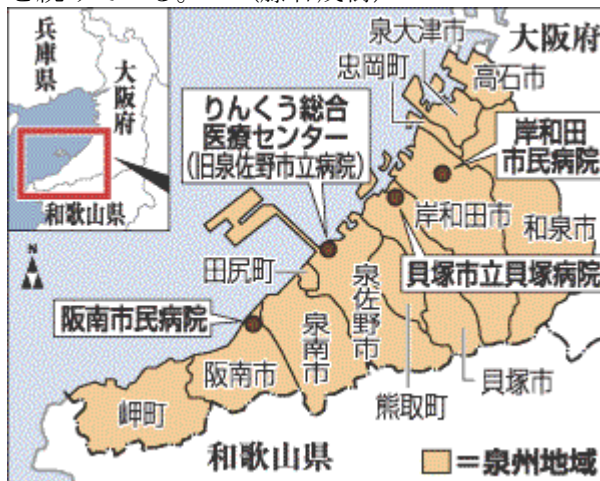


〈重度訪問介護〉 障害者自立支援法（2006年施行）に基づく介護給付の一つ。常に介護を必要とする在宅の重度の身体障害者に、ヘルパーが入浴、排泄（はいせつ）、食事の準備、外出時の移動支援などをする。経費は原則9割が国（2分の1）、県と市（各4分の1）から給付され、1割が本人負担だが、本人か配偶者に収入がなければ全額公費負担。県障害者支援課によると、県内の09年度の利用者は602人で公費は約2億6300万円。利用者は年々増加しているという。

【レポート大阪2011】泉州の公立病院 医師不足 地域医療存続へ奮闘続く

産経関西 2011年5月22日

深刻な医師不足に経営の悪化…。大阪府の泉州地域の公立病院が存続の危機にあえいでいる。各自治体は単独で総合病院を運営していくことは困難と判断。得意分野の医療技術を分担しながら地域で連携し、患者の受け入れ態勢を整えたり、民間から資本や経営ノウハウを取り入れ、行き詰まった経営形態からの転換を図るなど地域医療存続のために奮闘を続けている。（藤谷茂樹）



「医師不足は診療態勢の崩壊を招き、やがて経営難に陥る」。阪南市立病院の経営難は平成19年、内科医が一斉に辞めたことがきっかけだった。同病院の関係者は「手術を行うのは外科でも、その後のケアは内科。医師の数が減ると総合病院としての機能は維持できない」と漏らした。

同病院と同じように、泉州地域の公立病院では、医師不足により、十分な対応ができなくなった診療科が相次いでいる。

診療態勢を維持するため、泉佐野、貝塚両市で20年4月から産婦人科手術を分担する取り組みが始まった。分娩は「周

産期医療センター」として泉佐野市立病院が、婦人科手術は「婦人科医療センター」として貝塚市立貝塚病院が受け持つようになったのだ。

府では、さらなる連携で医療態勢の維持を図ろうと昨年1月、府地域医療再生計画「泉州医療圏」を作成。複数の病院で相互にカバーし合う地域医療の実現に乗り出した。

しかし、各病院が累積赤字を増やし続けている状況に変わりはない。

自治体の予算編成に縛られていた、従来までの公立の経営スタイルからの脱皮を図ろうと、阪南市は同市立病院の経営を民間企業・団体に任せる指定管理者制度の導入に踏み切った。同病院では市財政から年間5億～6億円の繰出金を必要とする赤字経営が続いており、経営基盤の立て直しが早急な課題で、和泉市の社会医療法人「生長会」を指定管理者に選び、今年4月、新生「阪南市民病院」としてスタートさせた。

一方、専門性を生かしながら、公立経営の維持を模索している病院もある。

関西国際空港の玄関口「りんくうタウン」にある泉佐野市立病院では、市が債務超過分68億円を地方債発行で引き受け、地方独立行政法人「りんくう総合医療センター」に移行。がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の四大疾病に特化し、再建を目指している。

また、21年度決算で累積欠損金約48億円となった岸和田市民病院、同42億円の貝塚市立貝塚病院では、柱となる診療科に特化し、専門医の確保や医療体制の強化を進めている。

厚労省の「地域がん診療連携拠点病院」にも指定されている岸和田市民病院では、がん

治療の充実を目指し、「緩和ケア」の分野を強化。14年に医師や看護師、管理栄養士からなる「緩和ケアチーム」を立ち上げたが、さらに同市では約12億2千万円を計上し、専用病床20床を設けた緩和ケア病棟や放射線治療病棟を新設。24年春の事業開始を目指す。

市立貝塚病院では乳がん専門の医療を強化。計5億5千万円の予算を計上、放射線治療機器を更新し、これに合わせ乳がんの専門医も招いた。

総務省公立病院改革懇談会の座長で公認会計士、長隆氏は「病院経営改革には“スピード”と首長のリーダーシップが必要です」と強調。「選択と集中により、特化した分野にスタッフを充実させることで、患者数も確保でき経営は安定する」と話している。

泉州地域の医師不足 平成20年の厚労省調査によると、泉州地域の医師数は人口10万人あたり186.9人と、府内平均256.9人や全国平均224.5人を大きく下回っている。医師が研修先を自由に選べる「新医師臨床研修制度」が16年に始まって以来、都市部の病院に医師が集中し、地方病院の医師不足問題は急激に進行。特に過酷な勤務状況にある産科、小児科、救急などで厳しい医師不足を招いている。

「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」について

～調査へのご協力についてのお願い～ 2011年5月23日

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等の報酬等については、平成24年4月に改定することを予定しており、標記調査を実施することとしています。

本調査については、これまで報酬改定の前年度に実施しており、今回改めて、障害福祉サービス等の経営実態を把握し、平成24年度の障害福祉サービス等の報酬等について検討する際の基礎資料とすることを目的としています。

本調査の主な調査内容は、収支状況、従事者数、給与等としています。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮でございますが、調査票が郵送により送られてきた施設・事業所の皆様方については、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本調査は総務省の承認統計であり、調査報告の秘密は保持され、調査報告の統計目的以外での使用はいたしませんので、本調査へのご協力を重ねてお願い申し上げます。

※ 郵送により調査票がお手元に届いた施設・事業所の方のみ調査対象です。

【参考】「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」調査票

(1)基本情報 (2)障害福祉サービス等の提供状況(平成22年度)

(3)事業活動収支の状況 (4)従事者の状況(常勤換算人数) (5)給与

調査専用ホームページ：<http://www.h23-syogai.jp>

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行